令和８年（再イ）第１３号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4053番地７
再生債務者　岡田　恵子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第１２号
長崎県大村市富の原１丁目1375番地52
再生債務者　丸山　清晴
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年11月６日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第７号
広島県呉市阿賀中央９丁目５番16号
再生債務者　竹内　邦彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日　　広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第２５号
香川県高松市西山崎町1012番地１　Ｂ101
再生債務者　池田　　圭
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月４日まで
令和８年11月６日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５７号
千葉県野田市清水公園東２丁目15番地の18
再生債務者　木村　恵太
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月４日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第６８号
兵庫県加古川市加古川町平野451番地　ハイツロータス304号
再生債務者　澤田　章伸
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月５日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１８号
山口県宇部市西平原２丁目３番43―２号
再生債務者　御手洗　修
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月６日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１５号
広島市西区庚午中１丁目13番11―301号
再生債務者　卜部　州彦
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第５号
山梨県富士吉田市下吉田１丁目19番20号（住民票上の前住所）沖縄県那覇市壺屋２丁目18番20号　レオパレス壺屋301
再生債務者　渡邊　裕仁
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第５号
千葉県習志野市本大久保１丁目４番９号
再生債務者　小田　美和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号
福島県安達郡大玉村玉井字堺28番地８
再生債務者　佐久間胤孔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再ロ）第１１号
広島市安佐南区伴南１丁目20番24号
再生債務者　田中　篤哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月６日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第２号
福島県田村市船引町東部台四丁目128番地１
再生債務者　佐久間圭太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月６日
福島地方裁判所郡山支部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第３号
沖縄県浦添市伊祖三丁目10番３号
申立人　株式会社創信
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）兵庫県西宮市樋之池町12番23号
所在等不明共有者　津野　クミ子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）鳥取市北園一丁目187番地
所在等不明共有者　安田　三喜男
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）兵庫県宝塚市小林四丁目７番45－３－404号
所在等不明共有者　静観　定子
届出期間満了日　令和９年３月１日
令和８年10月30日
那覇地方裁判所名護支部
（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　国頭郡本部町字備瀬1147番地１
建物の名称　ゆがふいん備瀬
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　字備瀬1147番１の11
建物の名称　208号
種類　居宅
構造　鉄筋コンクリート造１階建
床面積　３階部分43．15平方メートル